

令和7年度事業計画書（重点目標）

□法人本部

1 人権の尊重、権利の擁護

- ・児童養護事業：児童養護施設運営指針に準拠
- ・保育園事業：保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準拠
- ・障がい事業：児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドラインに準拠

2 経営に対する基本姿勢

- ・組織統治の強化
 - 社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事等の組織統治体制の確立
 - 公正かつ適正な経営のための組織統治の確立
 - 経営に対する適切なチェック・牽制機能を持った組織統治体制の確立
- ・法令等遵守の徹底
 - 社会福祉関係法令等の遵守、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営
 - 社会的規範やモラルの遵守、高い倫理性の徹底

3 健全で安定的な財務基盤の確立

- ・財務指標に基づく経営分析による財務状況の把握
- ・適正な収益性の確保に向けた計画的かつ効率的な事業運営
- ・会計に関する体制の整備
- ・正確な計算書類の作成
- ・適正な社会福祉充実残高の算出、内部留保の明確化

4 人材マネジメントの推進

- ・人材の採用に向けた取り組みの強化
- ・人材の定着に向けた取り組みの強化
- ・人材の育成に向けた取り組みの強化
- ・キャリアパスの明確化

5 事業計画の策定と推進

- ・当該年度における大規模修繕及び新規事業に対しての計画的な取り組み
- ・次年度以降実施見込みの事業計画に対する今年度としての計画の推進

6 地域における公益的取組

- ・地域福祉の中心的役割を担うため、法人全体として社会福祉施設の持つノウハウを活用し、社会福祉法人の使命である公益的取組＝地域貢献活動を推進する。

□児童養護3事業所（広畑学園・光都学園・ルピナス高砂）共通

社会的養育推進計画の見直しに則り、施設機能の高機能化、多機能化への取り組みが一

層望まれている。また、里親支援や退所後支援の充実を含め、地域の子育て支援ニーズに基づいた施設機能のあり方について、以下の目標に沿って事業展開していく。

1 子どもの人権・権利擁護

- ・子どもの人権・権利擁護についての職員の知識、認識を深め、子ども自身が考え意思決定できる機会を保障し、日々の子どもの生活を大切にした養育を実践する。

2 養育の質の向上

- ・ケアニーズの高い子どもに対する支援の充実を図る。そのため、職員の専門性や資質の向上を図る。

3 施設の高機能化・多機能化への推進、持続可能な施設運営

- ・里親支援や退所後支援に対し、施設養育の連続性の中での支援の充実を図る。また、地域の子育て支援ニーズに対し、施設機能の活用を図る。
- ・安全計画に基づく非常時への備えを行う。また、研修体制やキャリアアップ体制の見直しを行い、安定的な人材確保・人材育成を図る。

4 ケアリーバーへの支援

- ・退所後の相談支援、外泊の受け入れ推進。ケアリーバーの組織化に取り組む。

※ケアリーバー：児童養護施設等を退所した者など社会的養護を離れた者。頼れる保護者がいないことで、退所後の生活に課題や不安を抱える者。

□保育園事業（山びここども園・あおぞら保育園）共通

子どもの最善の利益を考慮し、乳幼児の心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場と環境を提供するとともに遊びや体験を通して生きる力を育成していく。また、姫路市で予測される少子化の状況を分析し、地域のニーズに対応した質の高い保育が提供できるよう努めていく。

1 児童の人権尊重・権利擁護

- (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。
- (2) 職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持って保育する。

2 職員の専門性・資質の向上

- (1) 研修を計画的に実施し、幅広い知識や技術を身につけ教育・保育の質の向上に努める。
- (2) 専門性の向上の為にキャリアアップ研修で得た知識・技能を日々の保育の中で実践する。

3 人材の確保・職員体制の充実

- (1) 働きやすい環境作りの為の風通しの良い組織づくりに取り組む
- (2) 養成校との連携を密に取りながら実習生や学生ボランティアを積極的に受け入れる。

4 事業内容の充実

(1) 子どものより良い成長発達を支援するため、教育・保育要領に沿った教育・保育の充実を図り、安心安全な保育環境を整え、自然を生かした教育・保育を実践する。また、多様な保護者ニーズに対応していく

(2) 総合業務支援システムを導入し、業務内容の合理化を図る。

5 地域の子育て支援の充実

(1) すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境の中で、子どもの育ちや子育て家庭を支援する。子育て家庭への支援の充実と子育て情報の発信に努める。

(2) 関係機関との連携を図り、地域のニーズを把握し、対応していく。

□児童発達支援センターたんぽぽ

児童発達支援センターとしての機能・運営の強化に安定して対応できる体制を整え実施していく。既に西播磨療育支援事業として役割を担っている部分は維持し、地域・関係機関の質の向上を図る取り組みを行う。

1 職員の専門性・資質の向上

- ・外部研修への参加や内部研修を積極的に実施し、知識やスキルの向上を図る。

2 人材の確保・職員体制の充実

- ・外部機関等に対応できる人材、セラピストの育成を図る。

3 事業内容の充実

- ・地域のニーズに応え早期からの家庭支援・地域支援の充実を図る。
- ・地域・関係機関等向けの研修・講演会等を実施する。

4 地域・社会貢献の充実

- ・資源や人材の活用と提供を積極的に行う。

□西播磨療育事業

西播磨療育支援の要綱の目的に沿った運営を心掛ける。また、4市3町のここ数年の状況として、心理職による療育相談を希望する保護者の増加及び近隣の医療機関での新規受付ができない状態が続いている。西播磨療育事業においても半年待ちの状態であり、この状態を改善できるよう西播磨療育協議会に働きかけていきたい。

1 人材の確保・職員体制の充実

- ・心理職を補充し、事業の適正化を目指す。

2 事業内容の充実

- ・診察の際に児童が在籍する施設の担当教職員が同席する機会を設け、指導・助言の内容を日常場面で活用できるようにするとともに、相談の結果を各市町にフィードバックすることにより地域との連携を密にする。
- ・医師の指導・助言に基づいて、専門職による個別・集団の療育を実施する。

□相談支援事業にじ

1 職員の専門性・資質の向上

- ・相談支援専門員の研修受講要件を満たしている職員に資格取得を推進する。また、外部研修に積極的に参加することで専門性と資質の向上を図る。

2 人材の確保・職員体制の充実

- ・市内の相談支援事業所ならびに相談支援専門員の不足状況を改善するため、にじでも人材確保を積極的に行い、待機者の早期利用につなげる。

3 相談支援の充実

- ・西播磨地域の相談支援事業所や関係機関と連携を密に行い、西播磨地域で中心となる相談支援事業所を目指す。
- ・児童家庭支援センターすずらんとの情報共有を図り、地域の子育ての相談窓口となることや4市3町における虐待等の早期発見に努める。

□たんぽぽひろば

放課後等デイサービスでは、子どもや保護者の意向に沿った支援プログラムを実施していく。特に、本人支援・家族支援に力を入れて取り組む。また、療育の質の向上、安定した療育を持続して提供していけるように、人材不足を解消していく。保育所等訪問支援では、子どもや保護者・訪問先が情報共有し、共通認識で支援を行うことで、子どもが集団生活に適応できるように取り組んでいく。

1 職員の専門性・支援の質の向上

- (1) 発達支援に携わる専門職としての資質の向上の為に、外部研修の参加と内部研修の充実を図る。

2 事業内容の充実

(1) 放課後等デイサービス支援の充実

- ・本人支援として、5 領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供する。(支援プログラム)
- ・送迎サービスを充実する。
- ・地域社会への参加・包容を進める。

(2) 保育所等訪問支援の充実

- ・保護者と訪問先との信頼関係を深め、子どもが集団生活に適応できるように専門的な支援を行う。
- ・保護者や相談支援事業所と連携し、新規利用児の獲得を目指す。

(3) 家族支援の充実

- ・保護者及びその家族に対する支援や相談会、交流の場を提供する。

3 職員体制の充実

- (1) 常勤（フルタイムパート）職員の増員を図る。
- (2) アルバイト・ボランティアの確保。

□ どんぐりの里

児童発達支援管理責任者の有資格者不足により、未配置減算となる。年間約 850 万円の減収となるため、早期に人材を確保し減算を解消するための採用を行う。多様な利用者のニーズと、地域の児童福祉におけるニーズに可能な限り応え、様々なサービスを提供できるよう職員の資質向上と、地域連携を図っていく。

1 職員の専門性・資質の向上

- (1) 関係機関や専門職との連携機会を活かし、多角的な視点からの支援を実施できるよう、支援計画の検討会議を実施する。

研修会を企画するなど、事業所から発信を行い、こども本人だけでなく家族に対する支援の枠組みを広げる。

2 事業内容の充実

- (1) 利用児（者）支援の充実

早期に児童発達支援管理責任者の欠員を補填し、支援の実施に影響が出ないようにする。

- (2) 家族支援の充実

必要に応じて家庭訪問や学校園所への訪問支援や、個別懇談を実施するなど、支援者を身近に感じられるような支援を実施する。

3 地域貢献

- (1) ペットボトルキャップ回収運動

姫路環境開発様に寄付を行い、ワクチン寄贈に協力する。

- (2) 育児相談会の実施

保護者を対象に個別相談の機会を設け、保護者の困り間や悩み事を共有する。

□ どんぐりひろば

どんぐりの里と連携を図りながら、予約時に利用の空きがある際に調整を行い、定員数を満たしていく。利用キャンセルがあった際に他利用者に連絡を行い、利用に繋がるよう努めていく。令和 6 年度同様に令和 7 年度も放課後等デイサービスの利用について、定員 2 割の超過利用が認められた為、無理のない範囲で 2 割超過の利用者受け入れを行い、利用ニーズに応える。利用希望者が多い為、土日など休日開催を無理のない範囲で職員調整などを行い、月の開所日数を増やし、月定員数の幅を広げられるよう調整を行う。職員の確保や研修などを行い、サービスの質の低下とならないように努め、利用者と保護者の満足度を高められるよう取り組んでいく。

1 職員の専門性・支援の質の向上

(1) 強度行動障害支援者養成研修など外部研修の計画的な参加を促し、知識の習得を図る。

(2) 障がい部門で内部研修や事例検討会などを行い、スキル・質の向上を図る。

2 事業内容の充実

(1) 利用者一人ひとりに合った支援やニーズに沿った支援の充実を図る。

家族支援を重要とし、保護者と信頼関係を構築して共通した支援を行う。

(2) 活動内容の充実や見直しを図り、保護者同士の交流なども視野に入れ利用者の満足度の向上を図る。

3 職員の確保と職員体制の充実

(1) 非常勤職員、アルバイトの確保を行う。

(2) ボランティアの積極的な受け入れを行う。

□相談どんぐり

今年度は業務の効率化を意識し、新規事業者を受け入れ事業運営の安定化を図る。継続利用者についても常に情報提供ができるように資源の把握や事業所間での連携を強化する。体制加算を算定できるように対象の研修に積極的に参加し、収益を増やす。

1 職員の専門性・資質の向上

- ・職員の資質向上のため基幹相談支援センターの主催する研修に積極的に参加をする。
- ・研修や相談支援全体会に参加して個別支援を中心としたネットワークの形成を行う。

2 相談支援

- ・姫路市地域相談窓口「ひめりんく」各エリア担当事業所や姫路市基幹相談支援センターとの連携を図り、相談支援業務を円滑におこなえる体制をとる。
- ・「ひめりんく」の業務委託を当該事業所で受託し、事業運営を職員兼務で行う。

□ひめりんく

障害のある個人だけではなく、世帯単位で支援が必要となる場合も多く、制度の理解を深め、多機関との連携や情報共有ができる体制を整える。姫路市自立支援協議会への参加の機会が増え、地域の資源や相談者のニーズの把握に努め地域の資源開発や提案を積極的に行っていく。

1 職員の専門性・資質の向上

- (1) 職員の資質及び専門性の向上を目的に、各地域のひめりんく担当者との事業部会に参加し、連携を密にする。
- (2) 生活保護や介護保険サービスなど他法に絡むケースも増えており、制度について改めて学ぶ機会や研修に参加をする。
- (3) 事業所と情報共有を行い、サービス利用に向けて円滑に実施できる体制を強化する。

2 相談支援

- (1) 姫路市基幹相談支援センターや他機関との連携を図り、相談支援業務を円滑に行える体制をとる。
- (2) みらいえ内に児童相談の総合窓口が設置されることから連携体制の構築を図る。

□こすもす

利用人数が伸びている今、昨年と同様、保護者や利用児との信頼の構築に力を入れることで円滑な運営を目指し、利用人数を高水準で安定させていくことが最重点目標である。児童発達支援においては、送迎サービスを効率よく行い、利用者数の維持と更なる増数を図る。放課後等デイサービスにおいては、地域の支援学級に通っている利用児が抱えている問題にも対応できるように、職員が様々な障がいに対する知識や支援技術を身に付け、支援の質を向上させていく。以上の目標を達成するために、外部研修に積極的に参加し、内部研修を充実させる。

1 事業内容の充実

(1) 利用児支援の質の向上

- ・職員は、地域の支援学級に通う利用児の問題に対応できる知識や技術を習得する。
- ・各利用児に必要な個別支援を行い、それを集団支援の中で実践し、園や学校での集団生活に繋げていく。

(2) 利用児家族への支援

- ・懇談会の実施や相談日を設け、保護者からの相談の体制を確立する。
- ・土曜日開所の際、保護者や兄弟参加型のプログラムの回数を増やす。
- ・保育園への送迎サービスの希望に可能な限り応じる。

2 職員の専門性・資質向上

- ・外部研修に参加し、専門性を高めると共に、資格取得を目指していく。
- ・内部研修では、法人内の他事業所に訪問して豊富な知識を得る。

3 地域・各機関との連携

- ・他機関と連携をとり、利用者に対して共通の理解をもって支援にあたる。
- ・地域の方や近隣の施設と交流し、地域に密着した事業所を目指す。

□児童家庭支援センターすみれ

児童家庭支援センターは、県及び市区町村との連携をもとに、妊産婦から切れ目ない子ども家庭支援を担う有力な社会資源となることが求められている。また、県下では里親支援センターが設置され、在宅支援から社会的養護の支援までを、幅広くまた連続性のある支援とする役割が期待されている。これらの支援の中では子どもの権利擁護を尊重したものである必要があり、地域家庭のニーズや社会の流れに応じて、より高度かつ専門的な支援技術を獲得するため、幅広く職員の資質研鑽に努める。

1 職員の専門性・資質の向上

信頼される相談機関となるため、外部研修、内部研修に積極的に参加する。また、的確な支援を行うため、ケースを分析し、スーパービジョンを受ける。

2 事業内容の充実

児童・家庭への支援を迅速・的確に行うため、要保護児童対策地域協議会をはじめ、各関係機関との連携・連絡調整を行う。また、児童虐待防止の予防的な観点からの地域のニーズを把握し、活動の充実を図る。

□里親支援センター希望の丘

家庭養護の推進と児童の養育環境の向上をめざし、里親支援センターが整備されてきている。一連の里親支援を包括的に担えるよう、また里親への委託推進にむけて、支援体制の強化に努めなければならない。そのため、関係機関と連携し、普及啓発活動や里親研修及び相談支援を積極的に実施していく。

1 支援体制の強化

里親委託等推進委員会の設置及び運営を行い、里親及びファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組みに努める。

2 業務内容の拡充

里親制度の普及啓発や里親委託の推進を図るため、こども家庭センターや里親会、市町村担当者等の関係機関との連携を図り、一般家庭に正しく里親制度を理解してもらうよう普及啓発・リクルート活動を行う。里親の養育技術向上のための研修の企画・実施をする。また里親が養育上の悩みや不安を一人で抱え込み、孤立することがないように、相談支援を行う。

□児童家庭支援センターすずらん

児童家庭支援センターは、県及び市区町村との連携をもとに、妊産婦から切れ目ない子ども家庭支援を担う有力な社会資源となることが求められている。また、県下では里親支援センターが設置され、在宅支援から社会的養護の支援までを、幅広くまた連続性のある支援とする役割が期待されている。これらの支援の中では子どもの権利擁護を尊重したものである必要があり、地域家庭のニーズや社会の流れに応じて、より高度かつ専門的な支援技術を獲得するため、幅広く職員の資質研鑽に努める。

1 職員の専門性・資質の向上

外部研修、内部研修に積極的に参加していく。特にスーパービジョンを受けることでそれぞれのケース理解を深め的確な支援に繋げていく。

2 事業内容の充実

要保護児童対策地域協議会をはじめ各関係機関との連携・連絡調整を行う。また、里親支援センターや里親支援相談員と連携し、里親支援に努める。

□あすなろの家

利用者の障がい特性から多様なニーズに応じる為に、人員の確保や職員の質の向上が必要である。既存の一戸建て住居が、建設 26 年（女性棟）、16 年（男性棟）を迎えており、経年劣化から修繕が必要となってきたため、修繕計画を立てる必要がある。緑の基地の継続利用を望む中高年の利用者が多数おられて、慣れた環境下で共同生活を必要としていることから、共同生活援助事業の拡充が求められている。あすなろの家を退居後、単身生活に移行した利用者に対し、アフターフォローが必要であるため、関係機関と連携しながら単身生活の定着支援を行う必要がある。

1 職員の専門性・資質の向上

内部研修の計画的な実施及び他施設との交流を行い、サービスの質の向上を図る。

2 人材の確保・職員体制の充実

必要な職員体制を確立するため、パート職員等の確保を行う。

3 事業内容の充実

（１）利用者支援の充実

（２）共同生活援助住居の新設計画を行う。

（３）既存共同生活住居の修繕検討

4 単身生活等移行者へのアフターフォロー

前利用者で、単身生活されている方へ、生活の継続・定着支援を他機関と共に行う。

5 現行の外部サービス利用型共同生活援助事業サービス内容の変更を検討する。利用者の障害支援区分、特性に応じた支援内容及び支援量が増えているため介護サービス包括型共同生活援助事業への事業内容の変更を計画する。

□緑の基地

利用者の意思決定支援を基本として、就労継続支援内容にも生活につながる支援が含まれていることから、就労継続につながる余暇活動の拡充が必要となってきた。年齢を重ねるにつれて新たに必要が出てきている。園芸収入のアップについては、主に新たな商品開発と農福連携をベースに委託作業で取り組んでいく。

1 職員の専門性・資質の向上

支援のベースとなる基礎研修を内部研修として計画的に実施する。

2 多様化してきている利用者支援の充実

就労継続支援のみならず、今後の生活スキルにもつながる余暇支援を充実させ、就労継続の向上につなげる。

3 事業内容の充実

地域の方や農家の方との農福連携作業を行う事や農産物を使用した加工品の製品化に取り組み、地域貢献も含めた利用者の工賃向上につながる支援を行う。

4 人権擁護の徹底

人権擁護の自己チェックを含めた意思決定支援の研修を実施し、身体拘束や虐待防止の徹底を図る。

□学童サウンド教室

1 職員の専門性・資質の向上

支援員の質の向上の為、研修に積極的に参加する。(法人内・外研修)

2 事業内容の充実

(1) 学習態度を身につけ、集中して学習できる環境を作る。

(2) 基本的生活習慣を身につける。

(3) 行事・余暇活動に意欲的に取り組む。

□学童教室ルピナス

1 事業内容の充実

(1) 自分を大切にできる子に、友達を大切にできる子に、みんなで輝ける場所に。

(2) 学習習慣を身につけ、自信につなげる。

(3) とともに励まし合い、支え合っていける、仲間の輪を作る。

2 職員の専門性・資質の向上

(1) 支援員の質の向上の為、研修に積極的に参加する。

(2) 毎月事業所内研修を実施し、資質向上を図る。

(3) 認定資格研修を受講する。